

山田町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業継続支援金給付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下「感染症」という。）の拡大の影響による売上高の減少等の事由により、事業を継続するための資金を必要とする町内の中小企業者、特定非営利活動法人等に対して、山田町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業継続支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。

(給付対象者)

第2 支援金の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に事業所、店舗等を有し、かつ、事業を営む者のうち、感染症の拡大の影響により事業の売上高等が減少した者（以下「事業者」という。）で、次のいずれにも該当するもの。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（日本産業標準分類に掲げる農業、林業及び漁業に分類される業種にあつては、個人経営の事業者を除く。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

イ この要綱に規定する支援金の給付の決定を受けたことがない者（第8条第1項の規定による給付の決定の取消しを受けた者を含む。）

ウ 事業者又はその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められる者又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないと認められる者

(2) 前号イ及びウに該当する者のうち、町長が、同号アに準ずると認める者又は特段の事情があると認める者であつて、事業を継続するため支援金を給付することが特に必要であると認めるもの

(給付額等)

第3 支援金の額は、1事業者30万円とし、給付は、1事業者1回限りとする。

(給付の申請)

第4 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年6月30日までに、山田町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業継続支援金給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 登記事項証明書、確定申告書、営業許可証等の写し

(2) 令和2年2月から5月までのいずれか1月分の売上高及び前年同期の売上高が確認できる決算書、確定申告書、売上台帳等の書類の写し

(3) 振込指定口座の通帳等の写し

(4) 給付対象者であることが確認できる書類の写し

2 災害その他のやむを得ない理由により前項に定める期日までに支援金の給付の申請が

できなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該やむを得ない理由がなくなった日から15日以内にその申請をすることができる。

(代理人による申請)

第5 前条の規定による申請は、代理人によりすることができる。

2 前項の規定により、代理人が支援金の給付の申請をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 委任状(様式第2号)

(2) 代理人であることが確認できる書類の写し

(給付の決定)

第6 町長は、前2条の規定による申請書の提出があつた場合は、内容を審査し、支援金の給付の決定をしたときは山田町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業継続支援金給付決定通知書(様式第3号)により、不給付の決定をしたときは山田町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業継続支援金不給付決定通知書(様式第4号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(給付方法)

第7 町長は、前条の規定により、支援金の給付の決定をしたときは、申請者が指定した口座に振り込む方式により支援金を給付する。

(給付の決定の取消し)

第8 町長は、支援金の給付の決定を受けた者が虚偽の申請により支援金の給付の決定を受けたときは、当該決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により、支援金の給付の決定を取り消したときは、当該支援金の給付の決定をした者に対し、山田町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業継続支援金給付決定取消通知書(様式第5号)により、速やかに通知するものとする。

(支援金の返還)

第9 支援金の給付の決定を受けた者は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消された場合において、既に支援金が支給されているときは、町長の命ずるところにより支援金に相当する額を返還しなければならない。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。